

令和 3 年 1 0 月
国土交通省海事局

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

我が国の海事産業の基盤強化を図るため、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 43 号。以下「海事産業強化法」という。）が令和 3 年 5 月 21 日に公布されたところ、同法による船員法（昭和 22 年法律第 100 号）及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、船員の働き方改革を実現するため、船員法施行規則等について改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）の一部改正

①雇入契約の成立等の届出主体（第 18 条～第 20 条）

海事産業強化法第 7 条の規定による改正後の船員法（以下「改正船員法」という。）第 37 条第 1 項において雇入契約の成立等の届出主体が船長から船舶所有者に変更されたことに伴い、同項の委任を受ける船員法施行規則の規定においても同様に、雇入契約の成立等の届出主体を船長から船舶所有者に改めることとする。

②海員名簿の記載（第 10 条第 2 項・第 3 項）

改正船員法第 37 条第 1 項及び①で雇入契約にかかる手続の主体が船舶所有者に変更されたことに伴い、船長による船員に対する海員名簿の提示・確認を不要とし、船長に対し海員名簿に雇入契約の内容を記載させるのみとする。

③労務管理記録簿（第 45 条第 1 項）

改正船員法第 67 条第 1 項に基づき、記録簿の書式を定め、記録簿の備置き期間を 5 年間（※）とする。

④労働時間の状況の把握（第 45 条の 2）

改正船員法第 67 条第 3 項に基づき、労働時間の状況の把握の方法は、電子計算機による作業の開始及び終了の記録、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

⑤労務管理責任者の業務及び船舶所有者が講ずべき措置（新設）

（イ）改正船員法第 67 条の 2 第 1 項に基づき、労務管理責任者が管理する船員の労務管理に関する事項は以下のとおりとする。

- ・改正船員法第 67 条第 1 項の記録簿の作成及び備置き
- ・船員の労働時間の状況の把握
- ・船員の健康状態の把握
- ・船員からの相談への対応

（ロ）改正船員法第 67 条の 2 第 2 項に基づき、船員の状況に鑑み船舶所有者が講ずる必要がある措置は、勤務時間の変更、作業の転換、乗下船時期の調整、研修の実施その他の適切な措置とする。

（ハ）改正船員法第 67 条の 2 第 3 項に基づき、船舶所有者は、同条第 2 項の

措置を講ずるときは、船員の健康状態その他の実情について医師の意見を聴くことができるものとする。

⑥操練等及び航海当直の交代に係る時間の取扱い（第 42 条の 9）

改正船員法第 68 条第 1 項において、防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業及び航海当直の交代のために必要な作業については、労働時間に含まれるものとして船員法上の労働時間に関する規定を適用することとしたことに伴い、これらの作業について、特別の必要がある場合の時間外労働とするとともに、一日当たりの労働時間の限度（8 時間以内）を超えて作業に従事することができる時間を、操練等は当該作業に必要な時間、航海当直の交代は 1 時間を限度とする。

⑦労務関係書類の保存期間（第 10 条第 5 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 42 条第 2 項）

改正船員法第 117 条において給料その他の報酬の債権に係る消滅時効が 5 年に延長されたこと等に伴い、海員名簿、雇入契約の成立時の書面、報酬支払簿の備置き期間を 3 年から 5 年（※）に延長することとする

⑧各証明書等への旧姓併記（第 10 条、第 11 条、第 38 条）

多様な働き方の実現のため、船内に備え置くべき書類（海員名簿、航海日誌）及び証明書（船員手帳）の書式（証明書の交付等に係る申請書も含む。）において、希望する者の旧姓を併記する場合の記載方法を示すこととする。

⑨その他所要の改正を行うこととする。

（※）ただし、改正船員法附則第 3 条において給料その他の報酬（退職手当を除く。）の債権に係る消滅時効が当分の間 3 年間とされたことに伴い、労務関係書類の備置き期間についても当分の間 3 年間とする。

（2）船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）の一部改正

①求人申込みを不受理の対象となる場合（新設）

海事産業強化法第 8 条の規定による改正後の船員職業安定法（以下「改正船員職業安定法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号に基づき、労働関係法律の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者について求人申込みの不受理の対象となる場合は、違反行為をした日から起算して過去 1 年以内において当該違反行為と同一の違反行為をしたことがある場合又は改正船員職業安定法第 98 条第 3 項による公表が行われた場合であって、当該違反行為の是正がされていないこと又は是正が行われた日から起算して 6 月を経過していないこと等とする。

②労働契約締結時の労働条件等の明示（新設）

改正船員職業安定法第 16 条第 2 項の規定に基づき、求人者が求職者との労働契約の締結に際して求人申込時に明示した従事すべき業務の内容等を明示しなければならない場合は、従事すべき業務の内容等を特定・削除・追加する場合とするとともに、その場合に明示しなければならない事項は、特定・削除・追加する従事すべき業務の内容等とする。

③求人の申込時及び労働契約締結時に書面等で明示すべき事項（第 4 条第 1 項）

求職者が派遣船員として労働契約を締結するか否か検討する機会を確保するため、求人の申込時及び労働契約締結時に書面等で明示しなければならない事項として、求職者を派遣船員として雇用しようとする場合にあっては、その旨を追加することとする。

④無料の船員職業紹介事業者に係る欠格事由（新設）

改正船員職業安定法第 35 条第 3 号に基づき、心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行することができない者は、精神の機能の障害により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

⑤役員が法定代理人が法人である場合における船員派遣事業の許可申請に係る必要書類（第 25 条第 2 項）

民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）により未成年者の法定代理人に法人を選任することが可能となったことに伴い、役員が未成年者である法人又は未成年者の個人が船員派遣事業の許可申請を行う際に、当該未成年者の法定代理人が法人である場合の必要書類については、役員が成年者の法人又は成年者の個人が船員派遣事業の許可申請を行う場合と同様の書類を求めると等とする。

⑥船員法の適用に関する特例（新設）

改正船員職業安定法第 89 条第 2 項において読み替えて適用する改正船員法第 67 条の 2 第 2 項に基づき、船員の状況に鑑み船舶所有者が講ずる必要がある措置は、勤務時間の変更、作業の転換とする。

⑦その他所要の改正を行うこととする。

(3) 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）等の一部改正

(1) ⑧と同様に、下記に掲げる船員法に基づく証明書の様式（証明書の交付等に係る申請書も含む。）において、希望する者旧姓を併記する場合の記載方法を示すこととする。

①船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）

衛生管理者適任証書（第 14 条）

②救命艇手規則（昭和 37 年運輸省令第 47 号）

救命艇手適任証書（第 9 条）

③船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号）

船舶料理士資格証明書（第 5 条）

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日 : 令和 3 年 12 月

施行日 : 令和 4 年 4 月

令和 5 年 4 月※ 2. (1) ⑥のみ